

令和 8 年 度 事 業 計 画

〔 自 2 0 2 6 年 4 月 1 日
至 2 0 2 7 年 3 月 3 1 日 〕

事業計画

目次

一、経営対策	2
二、広報対策	2
三、労務対策	4
四、交通事故防止対策	7
五、環境・車両資材対策	11
六、乗務員指導対策	12
七、ハイヤー対策	16
八、ケア輸送対策	17
九、総務対策	18
十、適正化事業実施機関	20
十一、タクシー活性化プロジェクトチームの活動	20
十二、新卒・女性ドライバー採用プロジェクトチームの活動	21
十三、女性タクシー経営者の会の活動	21

令和8年度事業計画

我が国経済は、原油をはじめとする燃料価格や物価高騰などにより、景気回復の実感は中小企業まで十分に広がっていない状況が続いており、最近の中東情勢をはじめとする現下の厳しい国際情勢により、景気の悪化が懸念される状況となっています。加えて、米国関税措置など世界経済の先行きには不透明感があり、国内においても、人口減・少子高齢化といった構造的課題が引き続き深刻であり、中長期的な労働力不足が懸念されています。

このような中、令和7年の訪日外国人旅行者数は4,000万人規模となるなど、観光分野では引き続き活発な動きがみられ、経済情勢の不透明感はあるものの、インバウンド等による需要の拡大が期待されるところであります。

こうした状況下において、タクシーの供給力向上を図るため、乗務員の確保・増員は喫緊の課題となっています。ハイヤー・タクシー業界における乗務員数については、特別区・武三交通圏ではコロナ禍前の9割半ば、多摩地区では8割程度の充足率となり、稼働率も7割程度と回復基調にあるものの、依然として乗務員不足の状況は変わらず、引き続き、人材確保の取組を着実に進めていく必要があります。

また、いわゆるライドシェアを巡る動向については、依然として予断を許さない状況にあることも踏まえつつ、関係機関等との連携の下、供給力の確保を図りつつ、安心・安全かつ快適な輸送サービスの向上を追求していかねばなりません。

一方、我が国においても自動運転タクシーの実装化に向けた動きが進み、将来のタクシー供給力確保のための有効な手段の一つとして期待されており、タクシー業界として主体的に関与していくことが重要です。このため、当協会において、「自動運転タクシープロジェクトチーム」を立ち上げたところであり、今後、関係機関等との連携の下、適切に対応していく必要があります。

このほか、羽田空港において、一部の新規許可ハイヤー事業者による訪日外国人を対象とした客引き行為等、ハイヤー事業の信頼を損ねる違法行為により業界を脅かす問題が生じており、業界全体への影響が懸念されています。当協会としては、この問題に対し「白タク対策会議」を立ち上げ、対応してきたところであり、今後とも、国土交通省、観光庁、警察庁、厚生労働省などの関係機関と連携して取締りの強化等を通じ、ハイヤー事業の健全化に向けた取組を進めていく必要があります。

さらに、近年、最低賃金額の大幅な上昇や各種コストの増大など、タクシーを取り巻く経営環境が急激に変化する中であって、今期実施された運賃改定による経営の持続的な安定を期待するとともに、DXの推進等による経営改善や、女性人材の活躍推進、特定技能1号を活用した外国人労働者の採用の強化など、多様な人材の確保を通じて供給力の向上を図り、公共交通機関としての使命を果たしていく必要があります。

加えて、燃料費の高騰による経営への影響については、その重要性にかんがみ、政府・与党に対して、必要な支援措置を求めていくことが重要です。

これら諸情勢を踏まえ、今般13の対策・活動からなる当協会の令和8年度事業計画を以下のとおり作成いたしました。

会員各位、関係方面のご理解・ご協力を賜りつつ、各専門委員会の連携の下、積極的に事業を推進して参ります。

一、経営対策

労働力確保と持続可能な事業経営に資するよう、運賃改定後の状況を把握し、課題解決に繋げる。また、労働条件改善と事業基盤の強化を図るとともに、引き続き、乗務員確保、供給力向上、安心・安全、利便性の向上を目指し、業界の発展に向けた取り組みを進める。

さらに、需要に応じた移動手段の確保と課題解消に努め、安心・安全を基軸とする輸送の確保と利用者利便の向上を図るため、次の事業を推進する。

【運賃改定に向けての調査検討】

1. 特別区・武三地区および多摩地区の運賃改定後の経営状況改善について実態把握に努める。また、現行制度に関する課題・意見を踏まえ、『今後の運賃改定のあり方勉強会』において、運賃制度に対する意見・方向性を整理するとともに、次回、運賃改定に向け、確実な経営改善に繋がるように必要な検討を進める。

【供給力不足問題への対応】

2. 朝の通勤・通学等の供給力不足を解消するため、勤務シフトの変更について継続し要請するとともに、需要動向に的確に対応していくために「自家用車活用事業」等の諸施策を引き続き検討、実施する。

【地域自治体との連携】

3. 地域の抱える移動の足不足をはじめとする交通空白問題やニーズの変化に柔軟に対応するため、引き続き自治体と緊密に連携を図る。特に、地域公共交通会議等へ積極的に参加し、各地域公共交通会議の議論や、交通課題について、経営委員会等での情報共有に努める。

【空港等定額運賃について】

4. 空港等定額運賃について、現行制度の課題整理を進め、より良い制度になるよう行政機関へ働きかける。

【輸送実績集計システム等の活用】

5. 輸送実績集計 Web システムについて、会員事業者の利便性向上に配慮しつつ、現行システムの安定的な運用とデータ活用の継続に努める。また、「事業報告書に基づくタクシー事業の経営分析」については、各社の経営に一層有益な資料となるよう更に検討を進める。

二、広報対策

インバウンド需要は依然として高水準で推移し、観光需要も大幅に拡大することにより、人流が増加を見せる中、業界として取り組んでいるタクシー不足解消に向け、引き続き日本版ライドシェア(自家用車活用事業)をはじめ、タクシーの特性を活かしたサービス等のあらゆる策を講じ、移動の足不足に対してフレキシブルに推進していく必要がある。

そのため、利用者に対して「選ばれる移動サービス」として安全・安心はもとより、利便性の向上、かつ快適なタクシーを提供することが最重要課題であることから、広報活動を通じて積極的にタクシーの果たす使命を広く世論に唱えるとともに、会員事業者の意識の変容を促し、協働意識を高めるための諸対策を次のとおり推進する。

【利用者利便向上への取り組み】

1. タクシーが供給不足となっている時季や時間帯を補完するために創設された日本版ライドシェア(自家用車活用事業)の関係通達や協会が作成した規定について、ホームページを通じて引き続き会員事業者に周知し、利用者の需要に対する利便性の向上を図る。

また、タクシー車内における忘れ物について、迅速な対応が可能となる忘れ物検索サービス「find」の普及をさらに促進し、さらなる利用者サービスの充実に努める。

【新運賃制度の周知】

2. 特別区、武・三地区及び多摩地区における新運賃の円滑な実施に向けて、利用者に対してステッカーやリーフレットならびにインターネットメディアなどを活用した新運賃制度に関する情報を提供し、幅広い理解を得るため、丁寧かつ迅速な広報に努める。

【ドライバー向け情報提供】

3. 乗務員に向けたダイレクトな情報提供を行う「協会公式 LINE アカウント」の適切な運用及び維持管理を行うとともに、関連委員会と連携し、更なる有益な各種情報の提供及び全乗務員登録を目指し、乗務員「友だち登録者」の利用促進に向け、ポスター、リーフレット及びホームページ等を活用した広報活動に努める。

【タクシーに関する情報提供】

4. 「東京のタクシー」を定期的に発刊するとともに、フレキシブルに活用し、タクシーのイメージアップに繋がる最新情報の提供に努める。また、「8月5日はタクシーの日」に由来した広報キャンペーン活動について、安心・安全な公共交通機関であるタクシーの意義を広く世論に示すため、他の委員会と連携を図り、イベント等の開催に向け積極的に検討する。

【みまもりタクシー110番】

5. 「みまもりタクシー110番」制度は、子ども、高齢者及び女性等を犯罪被害から守ることを目的とした取組であり、引き続き、全タクシー車両への「みまもりタクシー110番」ステッカーの貼付を実施するとともに、警視庁及び東京都等関係機関と連携し、都内小学校をはじめとする自治体等に対し本制度への理解促進を図るための広報に努める。

【報道等への対応】

6. 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等からの取材に対して、「東京のタクシー」など、関係資料を積極的に提供するとともに、関係官庁記者クラブ等に対してもプレスリリースを配布するなど、業界の現状について幅広い理解を得るための広報に努める。

【インターネット等の活用】

7. スピーディーでタイムリーな情報発信を可能とするインターネットメディア（ホームページ、T's life など）を活用し、輸送力向上のための乗務員採用に向けた業界の取り組みやタクシー特有の多種多様なサービスなど、世論が求める多様なニーズに対応した情報提供に努める。

【ユーザーの声】

8. タクシーサービスの向上のため、タクシーを利用されたお客様からの声に真摯に向き合い、今後の利用者サービスに反映させるための「エコーカード」や年1回実施する「1万人アンケート調査」を分析するとともに、タクシーへの意見・要望、さらには利用者の動向を把握し、タクシー業界の健全な発展のため積極的に取り組んでいく。

三、労務対策

令和8年度においては、乗務員不足の影響の長期化が懸念される中、現下の国際情勢による燃料価格の高騰や物価高騰、さらには最低賃金の大幅な引き上げ、社会保険の適用拡大に伴う各種のコスト増によりタクシー事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増すことが予想される。

こうした中、引き続き、喫緊に取り組むべき課題である人材確保・定着促進等による供給体制確保にも適切に対応しながら、会員企業における適切な労務管理及び良好な労使関係の維持等による健全な企業経営の確立に資するため、下記事項を中心に積極的な事業運営を図る。

1. 令和6年4月施行の「自動車運転業務に係る時間外労働の上限規制」及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の遵守徹底への対応、遵法状況の定着、理解の促進のため、引き続き、情報提供や支援等を行うとともに、「労働条件等の実態調査」の実施等により運用上の課題等の把握に努める。

また、労働時間管理等の適正化、乗務員負担制度の見直し等のタクシー事業における労働時間管理、賃金制度等をめぐる労務課題に対する理解及び定着の促進を図るため、当委員会発刊の「改訂・タクシー事業のための労務管理一問一答」及び「タクシー事業・労務担当者必携」等を活用した周知に努める。

2. 最低賃金の大幅な引上げに伴う人件費コストの上昇に的確に対応するため、令和7年12月に設置した「最低賃金引上げ等対応検討小委員会」における検討を通じて、各種助成金及び賃上げ促進税制の活用や管理指導方法の改善による生産性の向上等により、事業の適正かつ安定的な運営に努める。

また、今後実施される運賃改定の際には、全体として各従業員の賃金改善が図られるよう労働条件及び職場環境の改善に努めつつ、事業運営に必要な運転者人件費に係る適正配分・賃金制度の在り方等については、労使間におけるコミュニケーションの下で適切に

対応されるよう必要な情報提供等を行う。

3. 道路運送法第 78 条第 3 号に基づく「自家用車活用事業（日本版ライドシェア・NRS）」については、タクシー事業を補完する制度として供給体制確保のため重要であることから、引き続き、適正な運用の下、事業を着実に推進していくため、有期労働契約の締結・更新、副業・兼業に係る労働時間管理等、適正な労務管理の確保の観点から、必要な情報提供を行う。

4. 働き方改革の更なる推進のため、タクシー事業の効率化等につながる生産性の向上を図るとともに、下記 5 の人材確保にも資する「働きやすい・働きがいのある職場環境」の整備が図られるよう、国土交通省「働きやすい職場認証制度」の認証取得の推進に努めるとともに、各種助成金の活用等の必要な情報提供、支援等を行う。

なお、「働きやすい職場認証制度」は、その取得が、外国人特定技能制度における受け入れ事業者の要件となっているほか、国土交通省における補助金事業（人材確保支援事業等）に係る補助金を受ける場合の要件とされたこと等から、全会員企業の取得を目指すものとする。

5. 厳しい人材確保難の中、以下の取組等により、若年者や女性をはじめとする乗務員確保に向けた取組を支援する。

(1) 若年者・女性ドライバーの採用促進等

① 高校・専門学校卒業生等の若年層の採用拡大に当たっては、二種免許受験資格の特例制度（普通免許取得 1 年以上・満 19 歳以上）、地理試験廃止及び運賃改定による給与水準の上昇等について PR を図る。

② 引き続き、東京労働局及び各ハローワークとの連携強化を図るとともに、協会の「新卒・女性ドライバー採用プロジェクトチーム」と連携し、ドライバー採用のための PR 冊子「NAVIGATION GUIDE」の改訂等に当たる。また、広報委員会及び新卒・女性ドライバー採用プロジェクトチームと連携し、令和 7 年度に 7 年ぶりに刷新した PR 動画の活用等により、業界のイメージアップに向けた情報を発信する。

③ 女性ドライバーの採用拡大のため、国土交通省「女性ドライバー応援企業認定制度」の普及促進及び女性ドライバー向けリーフレットを活用した周知に努める。

また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や情報公開に際し、令和 8 年 4 月から施行される改正女性活躍推進法に基づく対応（情報公開項目の拡大（男女間賃金格差・女性管理比率））が適切になされるよう周知するとともに、令和 8 年 7 月に施行される東京都条例を踏まえ、引き続き、タクシー業における女性の活躍推進が図られるよう必要な情報提供等を行う。

(2) 外国人特定技能制度の活用等

令和 7 年 3 月 29 日の閣議決定を経て、外国人労働者の在留資格である「特定技能」に自動車運送業が追加されたことを踏まえ、引き続き、特定外国人の円滑な受け入れを進めるため、必要な情報提供に努める。

(3) その他の人材確保への取組促進等

- ① ドライバーに係る採用コストを軽減するため、国土交通省「令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算による人材確保・育成に係る補助金」の周知に努める。
また、「令和6年度東京しごと財団の助成金による二種免許取得支援事業」が令和8年度においても実施された場合、同事業の周知を図り、事業の的確な実施に努める。
- ② 働く意欲のある高齢者の活用に向けて、全国ハイヤー・タクシー連合会策定の「ハイヤー・タクシー業高齢者の活躍に向けたガイドライン」（令和2年9月策定、令和7年度改定）による周知を図る。
- ③ 退官予定の自衛官に対する再就職支援の取組として、自衛隊と国土交通省が連携して実施する運輸業合同就職説明会及び業界との採用マッチングに係る周知に協力する。
- ④ 改正障害者雇用促進法により、令和8年7月から法定雇用率が現行の2.5%から2.7%に引き上げられること等も踏まえ、各事業所において障害者雇用の促進を図られるよう周知するとともに必要な情報提供を行う。
- ⑤ 若者人材の確保のため、令和4年度に新設された「奨学金代理返還制度」（新規学卒者の採用企業等が奨学金の返還残額の一部又は全額を、従業員に代わって（独）日本学生支援機構に直接送金する制度）の活用について周知する。

6. 改正労働基準法、改正育児・介護休業法及び短時間労働者への社会保険適用拡大等、各種労働関係法令及び社会保険制度の改正内容やその動向等の周知及び情報提供を図るとともに、新たに生ずる労務問題への対応等労務管理の適正化のための支援を行う。

なお、令和8年10月1日から施行される改正労働施策総合推進法により事業者が義務化されるカスタマー・ハラスメント対策については、従業員が安心して働ける職場環境の整備につながるものであり、また、特に女性や若者の人材確保・離職防止にも資することとなる。このため、令和7年度から東京都条例が施行されたことに伴い令和8年3月に策定した「タクシー業におけるカスタマー・ハラスメント防止の基本方針」の下、「タクシー業におけるカスタマー・ハラスメント防止マニュアル」を活用する等により、業界におけるカスタマー・ハラスメント対策を着実に推進する。

7. 令和7年の都内におけるハイヤー・タクシー関与（第一当事者）の交通人身事故件数は2,275件と、前年に比べ187件増加したものの、死亡事故件数は4件発生と、前年に比べ3件減少した。また、重傷者数は156人と、前年に比べ41人増加していることから、交通事故削減に向けた取組の一層の推進を図るため、交通事故防止委員会とも連携し、「運輸安全マネジメント」及び新たに策定される「東京のハイタク事業における総合安全プラン2030」に基づく交通事故防止対策の周知に努める。

また、ハイヤー・タクシー業の令和7年の労働災害（東京労働局・速報値（12月末累計））について、休業災害は328件（昨年同期は366件）と約10%減少したが、死亡災害は2件（昨年は0件）の増加となっており、労働災害の防止を図るため、令和8年4月から努力義務化される高齢者の労働災害防止対策の推進とともに、引き続き「交通労働災害防止ガイドライン」及び転倒災害等防止対策の周知に努める。

運転者の健康管理については、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に

基づく指導の徹底に努めるとともに、「ハイヤー・タクシー業高齢者の活躍に向けたガイドライン」を活用し、定期健康診断の受診を徹底した上で、要再検査、要精密検査等の所見がある者については、確実に専門医を受診させる等必要な措置を講じる。また、高齢、肥満、高血圧等複数の危険因子を持つ運転者に対しては、「SAS 対策マニュアル」、「脳血管疾患対策ガイドライン」、「心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」及び「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」の認知度を高めるとともに、これらガイドライン、マニュアルに基づき、SAS スクリーニング検査、脳 MRI 健診、心臓ドック等を積極的に受診させるなどして、健康起因事故を引き起こす可能性のある疾病等の早期発見に努める。

なお、令和 8 年 4 月から努力義務化される「職場における治療と仕事の両立支援」についての取組促進に向け、職場環境の整備が図られるよう、指針の内容の周知等必要な情報提供に努める。

さらに、乗務員に対する安全配慮義務を踏まえ、東京タクシー防犯協力会と連携しつつ、タクシー強盗などの防犯対策の推進に努める。

8. 協会会員を主たる構成員とし、労務管理水準の向上を図る等の目的で自主的に組織・運営されている各ハイタク労務研究会等に対し、活動の充実が図られるよう、引き続き、必要な情報提供や支援を行う。

四、交通事故防止対策

「事業用自動車総合安全プラン 2030」に基づき策定される「東京のハイタク事業における総合安全プラン 2030」の達成に向け、関係する機関及び団体との連携を強化するとともに、インバウンド旅行者等の大幅な増加に伴うタクシーの供給不足を補完するため、需要の多い朝の時間帯への乗務シフトの見直しやタクシー乗り場の改善による乗車効率の向上に加え、日本版ライドシェアを強力に展開するなど、交通空白の解消に向けたあらゆる取り組みを引き続き推進しなければならない。

この様な状況下においても、我々は二種免許保有者たるタクシー乗務員として、利用者が安全かつ安心して利用出来る環境を提供し続けなければならないが、未だに重大事故が発生しているほか、事故発生時における通報義務や救護義務を怠って、その場を走り去るというプロとしてあるまじき事案も発生している。

よって、常に「二種免許を保有するプロのドライバーとしての矜持」を乗務員への浸透に努めつつ、次の交通事故防止の諸対策を推進する。

1. 交通事故防止対策の推進

(1) 事故削減目標

令和 8 年度は、「東京のハイタク事業における総合安全プラン 2030」における交通事故削減目標の最初の年であり、具体的な削減目標は未だ示されていないため、今までの継続した取り組みを強力に推進することによって、重大交通事故及び悪質違反の絶無を期す。

- 特に、令和7年中におけるハイヤー・タクシー関与の交通人身事故の特徴から、繁華街での発生が多いことに加え、交差点での発生が全体の47.4%、追突が全体の22.0%であるほか、乗務員の違反別では「安全不確認」が全体の33.8%を占めていることから、これらの実態を踏まえ、交差点を走行する際には急に飛び出してくる可能性があることを想定し、アクセルから足を離してブレーキの上にスライドさせ、いつでもブレーキを踏めるように準備する慣性走行に努めるほか、譲り合いの精神の醸成やスピードの抑制、一時停止の厳守など、具体的な指示教養を乗務員に対して実践する。
- (2) 毎月5日の「タクシー事故ゼロの日」、8日の「二輪車・自転車安全日」及び10日の「交通安全日」を継続して推進し、年間「交通死亡事故ゼロ運動」を展開する。
- (3) 出会い頭による衝突事故は、相手方当事者が自転車及び二輪車の場合が圧倒的に多いことを踏まえ、以下の方法により発生件数を減少させ、副次効果として重傷者数の減少につなげる。
- ① 法定・指定速度の厳守と生活道路における速度の抑制
 - ② 優先道路走行時における自転車や歩行者の飛び出しを想定した危険予測運転の励行
 - ③ 譲り合いの精神に基づき、交差点右左折時における前方、左右及び後方の確認による横断歩行者と自転車の安全確保の徹底
 - ④ 二段階停止及び徐行の励行による見通しの悪い交差点通過時における安全確認の徹底
 - ⑤ 信号表示の変わり目時における「見切り発車と後追い行動」意識の払拭
 - ⑥ 「驕り・怒り・焦り・疲れ」を抱かない余裕のある運転
 - ⑦ 「慌てて行動しない」、「必ず人や車がいる」、「相手は避けない、止まらない」ことを意識した危険予測運転の励行
- (4) 夜間における歩行者の信号無視や横断禁止場所横断等の事故防止及び深夜帯等における路上寝込み者等の轢過事故防止対策を図るため、制限速度の遵守と前方左右の安全確認のほか、車間距離の保持、早めのライト点灯とこまめなハイビーム・ロービームの切り替えの励行、道路環境等に応じた危険予測運転など、各種安全対策を徹底する。
- (5) 全国的に道路横断中における歩行者の死亡事故の発生割合が高いため、特に、信号機が無い横断歩道手前における減速と安全確認による横断中及び横断開始前の歩行者優先を徹底する。
- (6) 乗務員はもとより、お客様に対する正しいシートベルト着用の呼び掛けを徹底推進する。
- (7) 東京駅周辺、羽田空港周辺、六本木、銀座、赤坂、新橋、新宿、渋谷等の繁華街における安全確認の不徹底を原因とする交通事故が多発しているため、これらの地域での円滑な交通に大きな支障を来していることから、進路変更及びドアの開放時等における確実な安全確認を徹底し、交通事故多発地域における交通事故防止に努める。
- (8) 首都高速道路走行時における法定・指定速度の遵守及び車間距離の十分な保持と道路工事等に伴う作業に関する情報の把握に努めるとともに、道路環境に応じた危険予測運転を励行するなど、交通事故防止に努める。
- (9) 降積雪時における冬用タイヤの全車輪装着及びタイヤチェーンの装着等による

スリップ事故や立ち往生事案の防止対策を推進する。

- (10) 春・秋の全国交通安全運動、夏季の交通事故をゼロにする運動、夏季・年末年始の輸送安全総点検及び TOKYO 交通安全キャンペーンの効果的な推進を図る。
- (11) 運行管理者等を対象とした事故防止責任者講習会を東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合と合同で開催するとともに、全国交通安全運動における東京都の交通事故防止対策スローガンである「世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して」を周知させるとともに、「心でやろう大作戦」を引き続き展開する。

また、春・秋の全国交通安全運動並びに年末年始輸送等安全総点検の実施期間中に、東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合及び東京都個人タクシー協会と連携して、都内の主要駅タクシー乗り場において、シートベルトの調査指導及び乗務員に対する事故防止啓蒙活動を実施するなど、乗務員の事故防止意識の高揚を図る。

2. 感染症対策の実施による安全な輸送体制の確保

事業者、管理者及び乗務員を含む従業員が、通常業務において日々の健康チェックやうがい・手洗いの励行、車内換気と適宜車内消毒をするなど、エッセンシャルワーカーとしての役割を全うする。

3. 関東地域事業用自動車安全対策会議及び関東運輸局タクシー事故防止対策検討会への参画

本年度も引き続き、関東地区の事故件数削減に向けた方策の検討を進め、必要かつ有用な情報を会員事業者等に周知する。

4. 関係機関等との連携

- (1) 警視庁交通部が主催するセーフティードライブ・コンテストや高齢タクシードライバー交通安全教室への積極的な参加を推進する。
- (2) 関係機関及び団体と連携し、追突、出会い頭、対歩行者・自転車・二輪車との事故削減方策を考究する。
- (3) 他の専門委員会との連携により、運行管理の高度化機器（デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダー、遠隔点呼用 I T 機器等）の安全に資するための活用や高齢ドライバーの事故防止対策として、衝突被害軽減ブレーキ、踏み間違い時の加速抑制装置など安全に資する装置の導入を推進する。
- (4) タクシー乗務員の安全確保のため、乗務員指導委員会及び東京タクシー防犯協力会等との連携を密にして、自主防犯体制の充実を図るとともに、警察当局等が実施する防犯及び捜査活動等に積極的に協力する。
- (5) 健康起因事故を防止するため、国土交通省のガイドライン（SAS、脳疾患、心臓疾患・大血管疾患）に基づき、普段から乗務員の健康状態の変化の把握に努めるとともに、健康診断結果に異常が見られた場合や心身に不安な要因を有する乗務員に対しては、確実な検査等の受診を徹底させるほか、国土交通省の事故防止対策支援事業に基づく補助対象事業の活用を促進するための周知と浸透を図る。

また、国土交通省の「眼科検診の普及に向けたモデル事業」に伴い、事業の趣旨を

よく理解しつつ、同省が策定した「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」を活用するなど、乗務員の視野障害に関する運転リスクを周知するとともに、眼科検診の受診を奨励する。

- (6) 国土交通省自動車局が、平成 30 年 9 月に策定した「自動運転車の安全技術ガイドライン」に基づく自動運転の実用化に関する進捗状況に注視しつつ、必要な情報の共有に努める。

5. LINE（ライン）を活用した有益な情報の発信と浸透

会員事業者に対する「ホットラインメール」や「会員専用ホームページ」等を用いたハイタク業界における関係行政機関及び団体からの伝達事項等の情報提供に加え、東タク協公式 LINE アカウントを活用した交通規制及びタクシー乗り場の情報のほか、交通事故の発生や事故防止対策等の交通安全に関する情報や防犯情報等、会員事業者に所属する乗務員にとって有益な情報を迅速かつダイレクトに発信するとともに、LINE への友だち登録を広く啓発することにより、登録者の拡大と情報の浸透を図る。

6. 業務前及び業務後の点呼等の確実な実施

運行管理者等は、無免許運転、飲酒運転、覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転、過労運転の有無に加え、睡眠不足等の影響により安全な運転ができないおそれの有無についても確認を徹底し、悪質かつ危険な運転の絶無を期するとともに、アルコール検知器の使用による業務前及び業務後の点呼等を徹底する。

また、「事業用自動車総合安全プラン 2030」に基づき、ICT を活用した高度な運行管理を実現するため、IT 点呼（遠隔及び自動点呼）の導入を推奨する。

7. 運輸安全マネジメントへの取組み

社内全体に輸送の安全確保を基本とした安全風土と安全文化の気運を醸成するとともに、運輸の安全に資する PDCA サイクルを意識した業務を推進することにより、交通事故の削減を推進する。

- ## 8. 大地震や風水害発生時における自然災害への対応能力の向上と輸送の安全確保の実現
- 総務委員会において策定した「災害対策要領」及び「災害対策マニュアル」、「乗務員災害対応マニュアル」並びに「風水害に備えたタクシー運行業務のあり方」の活用による災害対応力の向上と輸送の安全確保を実現する。

また、大地震や風水害等の発生により安全な運行の阻害が予想される場合は、関係行政機関からの情報収集を積極的に行うとともに、リアルタイムによる情報の提供に努め、被害が予想される危険地域の周知を図る。

9. 各種社内研修等の推進

(1) 事故分析に基づく対策

- ① 交通事故総量抑制対策として、タクシー事故の特徴である「出会い頭事故」及び「追突事故」防止対策を重点的に推進する。

- ② 空車時の事故発生件数が実車時の事故発生件数に比べて多いため、空車走行時の安全確認の励行について、日頃の指示及び指導を特に徹底する。
 - ③ 死亡事故抑止対策として、
 - ・ 信号無視を含めた道路横断中の歩行者との事故、路上寝込み者の轢過事故防止対策
 - ・ 首都高速道路における速度超過、車間距離の不保持、道路工事等の道路環境の未把握による事故防止対策
 - ・ 「あおり運転」の加害者や被害者にならないための教養及び予防対策
 - ・ 「対自転車・二輪車事故」防止対策を重点的に推進する。
- (2) 各種社内研修等の推進
- ① 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」、タクシー乗務員必携の「タクシー乗務員安全運転のしおり」、「危険ドラッグ撲滅のために」等を活用した乗務員教育の徹底を図る。
 - ② ドライブレコーダーの映像を活用した危険予知トレーニング(KYT)及びヒヤリハット事例の共有のほか、デジタル式運行記録計を使用した運転状況の間診等による安全運行教育については運転者参加・体験・実践型で推進する。
 - ③ ドアサービス、トランクサービス、車いすの乗車時対応等のほか、車外活動時においても、お客様を含めて危険回避ができるように、常に周囲の交通環境の把握に努めるよう注意を喚起する。

五、環境・車両資材対策

令和5年2月10日の「GXに向けた基本方針」の一環として政府が掲げている「事業用のトラック・バス・タクシー等への次世代自動車（FCV、EV等）の普及促進」に伴う地球環境問題に対して、タクシー業界として積極的に取り組む他、東京都が主導するTOKYO H2への参画を通じ、水素エネルギーの普及と社会実装に取り組み、エネルギーの安定供給確保と脱炭素化に寄与する。また都内の法人タクシー車両の約2/3に導入されているJPN TAXIの実態調査に基づく車両の安全性の維持向上及び旅客の利便性の向上並びに、整備管理者の育成・能力向上を図るため、次の諸対策に関して着実に取り組む。

【地球環境問題に関する取り組み】

担当 安全環境検討小委員会他

- ・ 脱炭素化対策の一環とした次世代自動車（HV、FCV、EV等）をタクシーとしての導入・運用を促進する。
- ・ タクシーの日のイベント等において環境に対する業界としての取り組みを積極的に発信する。

【車両の安全性の維持向上に関する取り組み】

担当 車両構造検討小委員会他

- ・ 車両の不具合情報及び自動車メーカーからの最新情報を収集して、会員に対して周知する。

- ・タクシー車両の安全性向上のため、ドライバー異常時対応システム、ペダル踏み間違い時加速抑制装置、後席シートベルト非着用警報装置等の情報収集に努め、その有効性を検討し、機能の改善等について、自動車メーカー等に対し要望、提言を行う。

【旅客の利便の向上に関する取り組み】

担当 タブレットPC・車内外表示検討小委員会他

- ・タクシー車外表示サイン（スーパーサイン）について、インバウンド対応のため、東京を訪れる外国人旅行者にも容易に識別できる適切な表示・灯色を表示器メーカー等と検討しその結果を踏まえて灯色の切替の時期・方法等を検討する。

【整備管理者の育成に資する方策に関する取り組み】

担当 環境・車両資材委員会・業務課他

- ・令和8年度より、整備管理者選任後研修が対面形式からオンライン形式に変更となったことから、東京運輸支局に協力しオンライン形式研修の周知及び実施後に意見要望等を収集し、今後の研修の改善等について、国土交通省等に対し要望を行う。
- ・整備管理者が、整備管理に関する情報を容易に入手できることを目的として、過去の整備管理者研修資料のホームページへの掲載をするための方策を検討し検索の利用が可能となった場合その方法等について会員に対して周知する。

【環境・車両資材関係の情報に関する取り組み】

担当 環境・車両資材委員会・業務課他

- ・国から発出された環境・車両資材関係の通達等を会員に対して周知する。
- ・補助金等の支援に関する情報収集及び燃料購入価格の調査を継続的に実施するとともに、会員に対して情報の周知を行う。
- ・FCVについてタクシー車両としての運用を踏まえ、保守管理等の手順を自動車メーカーと協力して検討して必要な情報を会員に対して周知する。

六、乗務員指導対策

地域の日常生活や社会経済活動を支える地域公共交通機関として、常に良質なタクシーサービスを提供する環境づくりを推進するとともに、タクシーの供給不足を補完するため、需要の多い朝の時間帯への乗務シフトの見直しやタクシー乗り場の改善による乗車効率の向上に加え、日本版ライドシェアを展開するなど、交通空白の解消に向けたあらゆる取り組みを引き続き推進するほか、タクシー事業者による安全な自動運転タクシー導入への参画を視野に入れつつ、日本版ライドシェアの乗務員をも含めた全乗務員の資質の更なる向上によって、地域社会の安全と利便を守るという使命を果たすため、次の事業を推進する。

1. タクシー乗り場等における乗車効率の向上と円滑な運用

- (1) 東京駅八重洲口及び羽田空港タクシー乗り場等における乗車効率の向上と円滑な運用を図る。

- ① 東京駅八重洲口タクシー乗り場の5台同時乗車について、停車位置等を含めた運用方法の周知と浸透を図ることにより、その効果を最大限に活用出来るように努める。
 - ② 羽田空港第3ターミナルタクシー乗り場における乗車効率向上に効果が認められている現在の仕組みを維持するため、引き続き関係機関等との連携に努める。
 - ③ 羽田空港の各タクシー乗り場における入構条件及び定額運賃の適切な運用について周知し、円滑な運用を図る。
 - ④ 羽田空港を利用する外国人旅行者等に対するホスピタリティの向上に努める。
- (2) 銀座乗禁地区内及び付近への対応
- ① 新橋駅東口周辺における違法侵入及び客待ち駐車のほか、銀座乗禁地区における不適正な乗車行為の防止を図る。
 - ② 築地川第一駐車場を利用した銀座1号乗り場へのショットガンシステムの適切な管理・運用に努める。
 - ③ 中央通り及び晴海通りにおける駐停車禁止場所での利用客の乗降等、法令違反の根絶を図る。
- (3) 各優良タクシー乗り場の円滑な運用を図る。
- (4) タクシー乗り場等におけるドアサービス、トランクサービス、挨拶の励行の向上を図る。
- (5) 鉄道沿線乗り場での空車待ち状態を解消するため、事業者間、関係機関との情報共有を積極的に行い、利用者利便の向上を図る。
- (6) 短距離でも気持ちよく利用いただくための接客マナーの向上を図る。
2. 繁華街やターミナル駅等の乗り場における交通秩序の維持
- (1) 東京駅八重洲口(外堀通り)、新橋駅東口周辺等の違法客待ち駐車等を防止するため、東京タクシーセンターと連携し、特別街頭指導等を実施することにより、効果的な対応を図る。
 - (2) T-CAT(東京シティ・エアターミナル)並びにバスタ新宿における乗務員の不適切行為への指導を推進するほか、ルールに従った適切な運用について周知と浸透を図る。
 - (3) 関係機関や住民等からの通報によって、都内各所のバス停留所等における違法客待ち駐車等について、迅速かつ適切な対応を図る。
3. 再開発等に伴う暫定タクシー乗り場等の円滑な運営に向けた協議の推進
- (1) 新宿駅直近地区の再整備に伴う工事連絡会議及び品川駅西口周辺地区の整備事業に伴う西口交通対策部会、渋谷駅街区土地区画整理事業等に伴う渋谷駅周辺交通対策協議会、中野駅周辺地区整備にかかる交通対策協議会等に参画し、タクシー乗り場やタクシープールの変更及び設置等について、関係機関と協議を進める。
 - (2) 各乗り場への入路方法等について周知し、ルールを遵守させることにより、待機車両を確保するなど、利用者利便の向上を図る。
4. LINE(ライン)を活用した有益な情報の発信と浸透
- 会員事業者に対する「ホットラインメール」及び「会員専用ホームページ」等を用いた

ハイタク業界における関係行政機関及び団体からの伝達事項等の情報提供に加え、東タク協公式 LINE アカウントを活用して、交通規制及びタクシー乗り場の情報のほか、交通事故の発生や事故防止対策等の交通安全に関する情報及び防犯情報等、会員事業者に所属する乗務員にとって有益な情報を迅速かつダイレクトに発信するとともに、LINE への友だち登録を広く啓発することにより、登録者の拡大と情報の浸透を図る。

5. 各種イベント等により影響を受ける道路環境等の事前把握と周知の徹底

東京マラソンや祭礼などのイベント等に伴う交通規制に関して、会員事業者に所属する乗務員にとって有益な情報を事前に収集し、会員事業者に対する「ホットラインメール」及び「会員専用ホームページ」等を用いるほか、LINE 等を活用するなど、乗務員への周知を図り、安全な運行を確保する。

6. 感染症対策等に伴う安全確保と健康管理の徹底

- (1) 管理者及び乗務員を含む従業員が、通常業務において、日々の健康チェックやうがい・手洗いの励行、車内換気と適宜の車内消毒をするなど、安心してご利用いただける環境づくりに努め、エッセンシャルワーカーとしての役割を全うする。
- (2) 心臓疾患や脳疾患等をはじめとする健康起因事故を防止するため、国土交通省のガイドライン（SAS、脳疾患、心臓疾患・大血管疾患）に基づき、普段から乗務員の健康状態の変化の把握に努めるとともに、健康診断結果に異常が見られた場合や心身に不安な要因を有する乗務員に対しては、確実な検査等の受診を徹底させるほか、国土交通省の事故防止対策支援事業に基づく補助対象事業の活用を促進するための周知と浸透を図る。

また、国土交通省の「眼科検診の普及に向けたモデル事業」に伴い、事業の趣旨をよく理解しつつ、同省が策定した「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」を活用するなど、乗務員の視野障害に関する運転リスクを周知するとともに、眼科検診の受診を奨励する。

7. 良質な乗務員の確保と健全で魅力ある職場づくり

- (1) 安全運転や接客マナー等に定評があった乗務員を賞揚するなどにより、良質な乗務員の確保に努めるとともに、交通違反歴や乗客からの苦情が多い問題のある乗務員については、同業他社への転職が容易である現状を改善するため、運転者記録証明の活用を徹底する。
- (2) 健全で魅力ある職場を維持するため、従業員に対する交通法令の遵守及び交通事故防止に関する教養に加え、薬物使用、暴行・傷害、わいせつ・ストーカー行為、窃盗等の犯罪を惹起させないための教養や指導に努める。

また、事業所内に「何でも聞ける、何でも言える」ようなコミュニケーションを醸成するため、出庫及び帰庫時の点呼だけでなく、あらゆる機会を通じて管理者と個々の乗務員との意思疎通を図ることにより、問題兆候への気づきに努めるなど、犯罪者を出さない職場環境づくりに努める。

8. 乗務員の法令及びマナー違反の根絶

- (1) 飲酒運転や薬物使用運転の根絶に向け、確実な出庫前点呼及び帰庫後点呼を実施して確認することにより、安全管理の徹底を図るほか、「あおり運転」等の悪質・危険な違反行為については、繰り返しの指導と教養を徹底し、その絶無を期す。
- (2) タクシー乗り場やタクシープール、調整待機所周辺等における喫煙並びに吸い殻やゴミの路上投棄の絶無を期すため、マナー向上対策及び法令や規則の遵守に関する指導の強化を図るとともに、環境美化運動を推進する。
特に、公共施設等の付近道路及び住宅街等の駐(停)車禁止場所での待機や喫煙は、道路交通法違反に加え、東京都環境確保（アイドリングストップ）条例及び自治体による環境確保のための路上喫煙禁止条例等に抵触することから、停車時間の長短に拘わらず、法令遵守の観点から当事者にさせないように留意する。
- (3) 配車アプリの普及やタブレット端末の整備等により、車載の電子・映像機器の多様化が図られているが、交通事故や法令違反を惹起させないため、運転中にこれらの機器を注視する、いわゆる「ながら運転」の防止教養を徹底し、その絶無を期す。
- (4) シートベルトの性能を発揮させ、乗務員の身体を守るためにも、シートベルト装着時には「クリップ止め等」をさせないように、出庫時における正しい装着を確認するとともに、お客様に対するシートベルト装着の促しを徹底させることにより、後部座席を含めた全座席の適正な装着を実現させ、誰もが安心して利用できる車内空間の醸成に努める。

9. 大地震・風水害発生時におけるタクシー運行業務のあり方の浸透

- (1) 大地震発生時における乗務員の対処方法等について、「乗務員災害対応マニュアル」に基づき、乗務員に対する周知と浸透を図る。
- (2) 国土交通省の「運輸防災マネジメント指針」に基づき、東タク協総務委員会で策定した「震災対策要領（第2版）及び風水害に備えたタクシー運行業務のあり方」により、事業者及び乗務員に対して、被災時における安全な対処要領の周知と浸透に努める。

10. 無線システムの有機的な活用

タクシー乗務員と無線基地局との緊密な連携によって、事件・事故発生時における警察への迅速な通報を実現し、事件解決に貢献するとともに、警察からの各種捜査協力要請に対しても迅速に対応するなど、事件の早期解決への寄与に努める。

11. 防犯対策の一層の推進

乗務員や利用者の安全確保を図る見地から、随時、各種防犯設備の点検を実施するとともに、関係官庁及び東京タクシー防犯協力会と連携を図りつつ、LINE や防犯 DVD 等を活用した情報発信を積極的に行うなど、タクシー防犯活動を強力に推進する。

特に、乗務員に対する防犯指導を強化することにより、安全な職場環境を醸成するため、売上金や釣銭等の金銭窃取事案、無賃乗車事案、寸借詐欺事案、酔っ払いの運賃踏み倒しや凶器使用等による強盗事案等の未然防止に努めるとともに、これらの事案が発生した際は、防犯灯の点灯、緊急通報装置の作動を確実に実施するほか、被疑者の検挙

及び同種事案の再発防止のため、必ず現場で 110 番通報し、警察官の臨場を求めての被害申告やドライブレコーダーの画像提供を行うなど、捜査協力を努める。

また、タクシーがテロ等の犯罪に利用されることのないよう、車両から離れる場合には短時間であっても必ず施錠するなど、タクシーの盗難被害防止に努める。

なお、東京都都民安全推進本部と「ながら見守り連携事業」の協定を締結している観点から、日常業務を通じて、犯罪認知時の迅速な 110 番通報のほか、「みまもりタクシー 110 番」による子供や高齢者、女性等が救助を必要としている場合には迅速な保護措置を講じるなど、「安全で安心して暮らせる地域づくり」に寄与する。

12. UD タクシーの適正な営業の実現

UD タクシーは、身体に障害がある方のほか、高齢者や妊産婦、子供連れ等の方々が等しく利用できる福祉タクシー車両として導入の促進が図られている観点から、流し営業時に加え、予約時においても、車いす利用の方の運送申し込みに自信をもって対応するため、乗務員が、UD タクシーの構造や機能を十分に理解し、スロープ板等の円滑な操作が行えるよう習熟訓練を繰り返し実施するなど、利用者の期待に応えるための技能向上に努める。

その一方で、乗務員の意見を積極的に汲み上げつつ、関係委員会と協力して、その意見を基にメーカーやディーラー、行政機関、利用者団体等との意見交換を密に行うなど、構造及び機能の改良や改善に関する要望等の意見を積極的に発信する。

七、ハイヤー対策

昨今の経済環境の変化（物価高騰、人件費上昇、脱炭素・環境対応要請の強化等）を踏まえ、ハイヤー事業の健全な発展、会員事業者の経営基盤強化および利用者サービスの向上を目的として、令和 8 年度の事業計画を策定する。

【経営基盤強化・会員支援事業】

1. 経営課題（各事業者収支等）に関する情報共有および、適正な運賃・料金制度に関する調査研究および意見集約。
2. 都市型ハイヤー運賃に関して、事業者、乗務員の利益・生活向上の為、行政と情報を共有し適正な運賃に向けての取り組みの実施。

【安全対策・コンプライアンス強化】

3. 事故防止・安全運行に関する講習会等の案内、法令改正情報の周知や、遵守体制の強化の指示、また事故・行政指導・処分等の情報共有の実施。

【環境対策・GX（脱炭素型）車両等の情報共有】

4. EV・HV・FCV 等の環境対応車両や、環境負荷低減に資する運行及び車両運用に関する情報共有の実施。

【行政・関連業界団体との連携】

5. 国土交通省、及び関連業界団体と連携強化、意見交換の実施。また昨今社会問題になっている白タク問題、都市型ハイヤー事業者の名義貸し問題等に関する調査・提言活動の実施。
6. 来年令和9年春に開設予定の羽田空港第三ターミナルのハイヤー乗り場に関して、会員事業者の利便性を求め、関係各所への折衝・提言の実施。

本事業計画に基づき、会員事業者が直面する課題に的確に対応するとともに、ハイヤー業界全体の信頼性向上と持続的発展を図るものとする。

八、ケア輸送対策

本格的な高齢化社会を迎え、高齢者や障がい者、妊産婦など移動に制約のある人々の外出支援ニーズは一層高まっている。福祉タクシー、介護タクシー、UDタクシーによるケア輸送は地域の移動を支える基盤であり、利用者の状態に応じたきめ細やかな対応や、安全確保に直結する介助など、人による支援が不可欠である。自動運転技術やライドシェアの進展を見据えつつ、有人タクシーだからこそ成し得る専門性の高い役割を果たし、より良いサービス提供とともに、車両の拡充と質の向上を含む利便性（ユーザービリティ）の更なる向上が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、移動制約者の社会参加を支えるケア輸送の質の向上と、持続可能なサービス提供体制の確立に向け、次の事業を推進する。

【福祉有償輸送の現状と課題等への取り組み】

1. 令和6年に示されている「自家用車活用事業」の方針等を踏まえ、国土交通省の方針に従い、各自治体の福祉有償運送運営協議会等へ積極的に参画する。道路運送法における許可・登録を要しない運送についても注視・分析を行い、地域の福祉輸送の現状と課題を的確に把握する。
2. 各自治体の福祉有償運送運営協議会に参加するタクシー事業者代表委員について、ケア輸送委員会委員を通じて各支部に選出および推薦を依頼するとともに、必要に応じ配置の調整及び研修等を実施する。協議会で得られた情報等を委員会内及び協会全体に発信し、共有を図る。また、福祉有償運送の運賃の実態を把握し、福祉輸送を行っていないタクシー事業者代表委員に対しても情報提供を行う。さらに、各協議会の議事内容については、適切な方法により情報共有を図る。

【移動制約者の社会参画に関する取り組み】

3. 地域の高齢化や公共交通機関の運行状況を踏まえ、高齢者や身体障がい者等、移動制約者の社会参加を支援する新たな制度やファーストワンマイルとしてのタクシーの在り方について、自治体の主宰する各種会議体と連携を図りながら、課題解決に向けて情報交換を実施するとともに、タクシー業界として可能な限りの提案を行っていく。

【車椅子利用者への取り組み】

4. UD タクシー車両の車椅子利用者に係る乗降について、引き続き、国土交通省通達の主旨を踏まえた的確に対応するとともに、スムーズな乗降等のための社内研修の実施を継続して推進していく。

【UD タクシー啓発への取り組み】

5. UD タクシーに対する利用者の理解を深め利用促進を促すため、バリアフリー関連イベントに積極的に参加、子育て世代にも利用しやすいUD タクシーの啓発活動の推進をする。又、移動等円滑化の促進に関する基本方針の目標達成に向けた情報共有を図るとともに、交通空白地帯でのタクシーでの実証実験でも、UD タクシーの活用を積極的に働きかける。

【情報発信・コミュニケーション支援の取り組み】

6. 筆談マークやヘルプマーク等の車内表示を継続的推進するとともに、行政情報、実務上の好事例、安全上の注意喚起などのナレッジ（知見）を適宜発信し、事業者間での共有する仕組みを構築することで、安全で安心なケア輸送サービスの提供につなげる。

九、総務対策

ライドシェア問題、自動運転への対応等、業界を取り巻く環境が目まぐるしく変化する情勢に的確に対応するため、協会内における各種委員会等との連携及び強化を図るとともに、地球温暖化変動に伴う台風や洪水、また大規模地震や火山噴火等の自然災害に備えた対策を講じるため、次の事業を的確に推進する。

【業務の合理化及び効率化への取り組み】

1. 協会内における業務遂行の合理化、効率化を促進するため、ペーパーレス化及びオンライン会議（ハイブリッド方式を含む）等、積極的に IT 化を推進するとともに、協会組織の活性化を図る。

【財務の維持管理に関する取り組み】

2. 協会内における財務の健全化とその維持に努めるとともに、予算、決算の適切かつ適正な執行を図る。

【東タク協事務室リニューアルに関する取り組み】

3. 東タク協事務室においては、昭和 49 年の入居以来 50 年以上が経過しており、床や壁、器具備品類など劣化してきていることを踏まえ、事務室内のリニューアル化（役員室・応接室・会議室を除く）を図る。

【各種諸規定に関する取り組み】

4. 協会内の諸規定に関して、必要に応じて見直しを図るとともに、その在り方について

検討を行う。

【表彰制度に関する取り組み】

5. 各種表彰においては、従業員満足度の向上をはじめ、事故防止や業界に対する責任感・自尊心等を醸成していくひとつのツールであることを踏まえ、多くの候補者を推薦することに大きな意義があることから、周知方法及び申請マニュアル等のリニューアルを継続的に行う。

【行政等への要望に関する取り組み】

6. ハイヤー・タクシー業界の現状を理解していただくとともに、自動車に係る税務、保険、各種助成金制度及び交通対策等について、関係行政機関等をはじめ、国会議員、都議会議員等への要望活動を推進する。

【駅構内における乗り場正常化への取り組み】

7. JR 駅構内営業の承認制度の徹底及びルール順守について、引き続き会員各社へ周知するとともに、車両標識（JR ステッカー）貼付率の向上を図る。
また、各乗り場の視察を行い、実態を把握するとともに、必要に応じて東日本旅客鉄道㈱や他専門委員会と連携を図り、入構ルールに基づく乗り場の正常化に努める。

【情報発信等に関する取り組み】

8. 関係省庁の通達やライドシェア関連をはじめとする各種情報を収集するとともに、会員への速やかな伝達を実施する。

【災害発生時等における情報収集・伝達に関する取り組み】

9. 地震などの自然災害時、また交通機関の事故等に伴う応援要請等への対応など、緊急を要する情報の伝達については、正確かつ迅速に会員への周知を行う。

【災害等への対策に関する取り組み】

10. 首都直下型地震や台風による洪水等、あらゆる災害における対策の一環として、以下の事項について検討を行う。
 - (1) 内閣府より参画要請を受けている「首都圏における広域降灰対策推進協議会」に参画し、ハイヤー・タクシー事業の実情に即した意見を発信する。
 - (2) 外部組織と協働した救命講習について、関係する団体等と連携し、定期的な開催を図る。

【諸外国との交流に関する取り組み】

10. 諸外国のハイヤー・タクシー業界からの意見・情報交換会の要望があった際は、積極的に交流を深めていくとともに、諸外国における課題等を共有認識することにより、日本におけるハイヤー・タクシー業界の健全な発展につなげていく。

【改正タクシー特措法への対応】

11. 改正タクシー特措法に基づく地域計画に盛り込まれた項目について、適宜検討し、対策等についての的確に対応していく。

【その他事案等に対する取り組み】

12. 他の委員会に属さない事項について、適切な対応及び遂行が可能となるよう協会組織内において調整する。また、協会活動の円滑化に資するため、雇用対策等の協会決定事項の徹底及び調整を図る。

十、適正化事業実施機関

平成 27 年 3 月に旅客自動車運送適正化事業実施機関として指定を受け、輸送の安全を阻害する行為の防止等に関して、法に基づく命令の遵守に対する指導を行うため、以下の事業を実施する。

【巡回指導の企画・実施】

1. 道路運送法第 43 条の 3 第 1 項に基づき、旅客自動車運送事業者に対する巡回指導の実施計画を東京運輸支局と綿密に連携をとり、巡回指導を的確かつ公正に実施するとともに、改善を要する事業者に対しては、きめ細かな指導を実施する。

【事故防止等対策の推進】

2. 飲酒運転の撲滅をはじめ重大事故を招く恐れがある過労運転（薬物使用含む）、速度超過、健康起因等による事故を未然に防ぐことが重要であることから、巡回指導を通じて、事業者及び運行管理者に対して、事故の要因等について理解を深めていただくとともに、事故防止に向けた助言等を行う。

【法令解釈等の周知】

3. 協会内ホームページに開設してある適正化事業室を活用し、関係法令の改正及び法令解釈、通達等、新たな情報を迅速かつ随時更新するとともに、コンプライアンスの確立に向け、周知徹底を図っていく。

【セミナー等への参加】

4. 指導員としての資質の向上及び有益な情報を収集するため、適正化事業に関係する各種セミナー等に積極的に参画し、会員における管理業務に必要と思われる情報については、適宜情報を提供していく。

十一、タクシー活性化プロジェクトチームの活動

東京観光タクシーの普及・発展を目指し、提供するサービスレベルの向上と統一を図り、東京観光全体の魅力の増進・タクシーの活性化に寄与するため、東京観光タクシードライ

バーの認定研修・更新研修の着実な実施に努めると共に、次の活動について取り組む。

【認定研修・更新研修の実施】

1. 新たに観光タクシードライバーとなるための認定研修を着実に実施するとともに、令和8年度に更新研修対象者を含むおよそ900名の資格更新を堅実にを行い、観光タクシードライバーの拡大に努める。

【研修動画の更新】

2. 東京観光タクシードライバー認定研修で使用している研修動画は、作成から14年が経過しており、見直しの余地があるため、現状に即した研修動画を作成するべく課題点の洗い出しを行う。

【優遇施設の拡充】

3. 東京観光タクシーの需要拡大を図るため、現行の優遇施設の管理者に対し、さらなる優遇を要望するとともに、観光タクシーで利用する施設についての要望を調査のうえ新規開拓を検討する。

十二、新卒・女性ドライバー採用プロジェクトチームの活動

我が業界は、特別区・武三交通圏及び多摩地区交通圏とも運賃改定により乗務員1人当たりの収入は着実に伸びており、徐々に採用者数も増加傾向を示しているものの、未だコロナ禍前までには至らず、稼働率も7割程度と依然として厳しい経営環境が続いている。

このことから、若者を中心に幅広い年齢層の採用拡大に向けて、タクシードライバーの魅力や国民生活には不可欠な公共交通機関としての使命、やりがいを発信するため、引き続き労務・広報委員会と連携し、東京労働局職業安定部及び都内ハローワーク等の協力を得て、本年度は次の事業を推進する。

1. タクシードライバーという職業の魅力を実効的に発信するため、既発行の冊子「NAVIGATION GUIDE」の更新版を作成すると共に、東京労働局職業安定部に協力を求め、都内全ハローワークへの設置を推進する。
2. 引き続き、人材確保・就職支援コーナー設置のハローワーク8カ所を中心に、1の冊子をテキストとして「タクシー業界セミナー」の開催を依頼し、業界の現状やタクシードライバーの魅力について発信する。

十三、女性タクシー経営者の会の活動

社会貢献活動、定例会の開催による意見交換、特別講師をお招きしてのセミナーや視察等を行い、会員相互の連携と見識を深めるとともに、喫緊の課題である乗務員不足の解消に積極的に取り組み、女性乗務員の採用を呼びかけるなど、女性がより一層活躍できる職場・

業界となるよう情報発信に努める。

【ジェンダー主流化座談会への参画】

関東運輸局が主宰するジェンダー主流化座談会に引き続き積極的に参加し、情報を収集するとともに、広く会員に情報を提供していく。